



大水工工第 9065 号
令和 6 年 3 月 14 日

株式会社六車
代表取締役 六車 宏樹 様

大阪市水道局長
谷川 友彦

改良土製造工場の登録について（通知）

令和 5 年 11 月 20 日付けの改良土製造工場の登録申請につきまして、手続きが完了しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 登録期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
- 2 製造工場 工場名 株式会社六車 茨木営業所
所在地 大阪府茨木市豊川 2 - 1 - 27
- 3 特記事項
 1. 本登録は、当局土木工事における改良土調達先を指定するものであり、貴社の改良土販売にあたっての品質保証、製品認証及び工場認証等を当局が行うものではない。
 2. 申請書類の内容に変更が生じたときは、「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」（以下「施行の細目」と言う。）第 11 条の規定に従い、遅滞なく登録内容変更申請書を提出しなければならない。
 3. 改良土の製造を中止したとき、又は改良土登録工場の登録の辞退を希望するときは、施行の細目第 12 条の規定に従い、遅滞なく登録辞退願を提出しなければならない。
 4. 施行の細目第 13 条第 1 項の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。
 5. 登録終了日以降の登録継続を希望する場合は、施行の細目第 10 条の規定に従い、登録終了日の前年の 11 月 30 日までに登録更新に係る書類を提出しなければならない。
 6. 「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」の掲載場所
水道局 H. P (<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/>) > 経営情報 > 条例・審査基準等 > その他の例規 > 改良土製造工場の登録に関する施行の細目